

2020年3月19日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

**信託業務の兼営認可取得について**

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）は、お客様の様々な相続・事業承継ニーズにお応えすることを目的に、本日信託業務の兼営認可を取得し、4月1日（水）より信託銀行として営業を開始する予定となりましたのでお知らせいたします。

当社はこれまでグループ銀行であるりそな銀行の信託代理店として信託関連サービスを提供し、2018年度には約2,000件の相続・承継にかかる信託商品のご契約をいただきました。後継者不足や相続トラブルなどお客様に起こりうる問題を解決するために、信託機能の更なる強化を図ってまいります。

➤ **埼玉県など地域との連携による当社独自の信託商品を提供します**

これまで以上に地域の活性化・発展に貢献できるよう、地元埼玉県の個人のお客様に加えて、企業オーナーの皆さまにも最適な商品を独自に開発し提供してまいります。

➤ **県内最大の店舗ネットワークを活かし最適なサービスを提供します**

信託代理店として15年以上培ってきたノウハウと県内129カ店の店舗網を活かし、これまで以上にお客様の相続や事業承継に関するお悩みを解決してまいります。

**【取扱商品の概要】**

遺言信託	公正証書遺言の事前相談や作成サポートから保管・執行までを一貫して行います。
遺産整理業務	相続発生時に、お手続きに不慣れなお客様や時間に余裕のないお客様の代わりに、預貯金や不動産の名義変更、相続財産の目録作成など相続に伴う数多くの手続きを代行いたします。
自社株承継信託	企業オーナーが保有する自社株式を当社に信託いただき、後継者に自社株式を移転することで、相続手続きによらずに、後継者への円滑な事業承継をサポートいたします。

上記以外の信託商品は、引き続きりそな銀行の信託代理店として提供してまいります。

以上